

○国務大臣（仙谷由人君） ある意味で検察庁の起訴便宜主義あるいは起訴独占という中で、これをいかに国民的なコントロール下に置くかと。言わば、検察庁の検察官の権限行使に対してこれを監視する独立の機関をつくらなければいけないという割り切りの下に独立して職権を行うということでございますので、今度は検察審査会の職権行使についてどのようにチェックをするのかという問題が起こり得ます。つまり、内閣がその責任を負えないとすれば、それはどのようにチェックするのかということでございまして、それは刑事司法手続の中でチェックがされると、そういう制度的な枠組みを新たに作ったと考えることができると思います。

○森ゆうこ君 今の答弁は理解できません。

憲法第六十六条第三項、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」、すべての行政はその内閣が責任を負うんです。最終的な責任を負うんです。この検察審査会については、どこが行政権行使のその責任を負うんですか。

○国務大臣（仙谷由人君） この起訴、不起訴の問題はですね、この検察審査会の起訴相当議決によって、言わば検察官が起訴したのと同じような効果を持つと、こういうある意味で新しい枠組みがつくられたわけでありまして、それ以前には、つまり我々が若いころにはと言うと語弊がございまして、付審判請求、準起訴手続というのがございました。これは、公務員の暴行陵虐罪等限られた犯罪については告訴告発が行われて、これについて検察官が起訴をしないというふうにした場合に、その案件について付審判請求、裁判所にこの事案は起訴すべきだと、こういう申立てをすることができることになっておりまして、現に、余り数は多くないと思いますけれども、そういうことで、裁判所が、言わばその付審判請求を認めて起訴という効果、つまり、本来は検察官でしかあり得ない起訴という効果をもたらすことができると。つまり、そうなってきますと、この起訴行為、公判請求という行為自身は行政権の行使でありますから、これは裁判所が、つまり司法の立場にある裁判所がそういうことを行ったと。これ、だれが責任を持つのかという話になってきますと、これは刑事司法裁判の過程で、プロセスの中でその当否が問われなければならないということになるわけでありまして。

したがって、いわゆる刑事司法という言い方が、これは行政権の行為であるけれども司法という言葉が入ってきておりますように、これは司法権の範囲と行政権の範囲が、まあ言わばせめぎ合うといいたいまいしょうか、あるいは混じり合いながらそれぞれが独立して行われなければならないというその要請に従って、この種の、ある種そういう、あれかこれかというふうに言われれば分かりにくいことになっておるんですが、これは制度をどうつくるかという割り切り方の問題だと私は思っております。

○森ゆうこ君 これは憲法違反じゃないですか。三権分立の中に入っていない。今の御答弁はどれも責任を負わないと自ら宣言しているようなものですよ。検察だって行政が最後は責任を負うんです。三権分立の外にある第四権力ではないですか。

○国務大臣（仙谷由人君） 例えば、会計検査院もそういう意味で憲法上のこれは機関でございまして、そういう意味で、これは行政権の行使なのか、あるいは会計監査、検査という権限が別途行政権の行使のほかにあるのかと、こういうふうに問われますとなかなか、何というんですか、あれかこれかという分け方は難しいのかも分かりません。

今、憲法違反じゃないかというお話がございましたが、憲法が許容されるそういう制度的な設計だということ、多分、多分じゃなくて、設計だということ、内閣法制局がこれは吟味してこの法案が通ったということでもありますから、当然、この刑事司法の過程で、憲法違反を理由にして争うことはできるだろうと思います。

○森ゆうこ君 憲法違反ということで争うということになるということだということですが、今の指摘、皆さん是非考えていただきたいと思います。

それで、引き続きこれは議論させていただきたいと思いますが、次に、卒業クライシス回避策について伺いたいと思います。

私立高校生に対する就学支援金の導入に伴い各自治体が独自の支援制度を減額したため、実質支援額は増えていません。卒業クライシス再び、この回避策についてどのようにお考えか、伺います。